

会計管理者の事務の代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第18号

会計管理者の事務の代理に関する規則の一部を改正する規則

会計管理者の事務の代理に関する規則（平成20年岩手県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務を代理する者) 第2条 法第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理する職員は、出納局長、出納局管理課長及び出納局指導審査課長の職にある職員とし、その順序は、出納局長を第1順位、出納局管理課長を <u>第2順位</u> 、出納局指導審査課長を <u>第3順位</u> とする。	(事務を代理する者) 第2条 法第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理する職員は、出納局長、 <u>出納指導監</u> 、出納局管理課長及び出納局指導審査課長の職にある職員とし、その順序は、出納局長を第1順位、 <u>出納指導監を第2順位</u> 、出納局管理課長を <u>第3順位</u> 、出納局指導審査課長を <u>第4順位</u> とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。